（国際平和協力本部事務局次長）
内閣府事務官　高橋　憲一
国際平和協力本部事務局長羽田浩二海外出張不在中同事務局長事務代理を命ずる
東　建一　東　憲彦　阿南　久
市場祥子　上谷律子　川野幸夫
小島正美　瀬良静香　染谷幸彦
徳留信寛　中村丁次　牧野光朗
食育推進会議委員に任命する（各通）（以上十月十九日）

外　務　省

（大臣官房審議官兼国際協力局、アジア大洋州局南部アジア部）外務事務官　藤原聖也
大臣官房に配置換する
人事院規則一一―四第三条第一項第二号により休職にする
休職の期間は平成二十四年十月十四日までとする
（大臣官房参事官兼欧州局）同　上月豊久
大臣官房審議官に昇任させる
（在中華人民共和国日本国大使館参事官（公使））同　和田充広
大臣官房参事官に転任させる
アジア大洋州局南部アジア部に併任する
国際協力局に併任する（以上十月十五日）

叙位・叙勲

○叙勲

眞子内親王
宝冠大綬章を授ける（十月二十三日）

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄水戸動力車労働組合から、放射線被曝防止等に関する要求に関して、平成23年10月25日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全路線および付随する施設（福島県、茨城県、栃木県、千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年10月24日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

福島県　常磐線、水郡線
茨城県　常磐線、水戸線、水郡線
栃木県　水戸線
千葉県　常磐線
東京都　常磐線、東北本線

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年10月24日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間794円」を「１時間799円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月１日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成23年10月13日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成23年10月24日

神戸地方法務局長　柳井　康夫

記

氏名　廣田　隆徳
所属する土地家屋調査士会　兵庫県土地家屋調査士会
登録番号　兵庫第2321号
事務所の所在地　兵庫県加古川市加古川町北在家787―２
違反行為　品位保持義務違反

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年10月24日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年10月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　岡谷スチール株式会社　佐竹　秀喜　愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号　国土交通大臣許可（般―23）第21754号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年７月19日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年10月24日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年10月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ジャパンレイクアンドキャナル株式会社　山荘　勉　岐阜県大垣市新田町四丁目30番地　国土交通大臣許可（般・特―21）第14641号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年８月26日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年10月24日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年10月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社ダクテック　小島　信也　愛知県名古屋市港区八百島二丁目2008番地　国土交通大臣許可（般―18）第19320号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年９月13日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年10月24日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成23年10月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　オールサッシ販売株式会社　大澤　勇二　愛知県名古屋市千種区今池４―15―３　国土交通大臣許可（般―22）第4674号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成23年９月15日付けで建設業法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。